

# 給付金の手続きと振り込みまでの流れ

## 1 住民税非課税世帯 または 均等割のみ課税世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

- 1 豊島区から、支給対象と思われる世帯へ、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます。**7月3日から発送予定**

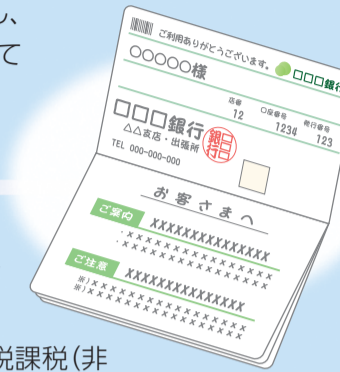


- 2 記載内容を確認して、豊島区に**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 確認欄に氏名・記入日・連絡先を記入してください。

※口座番号が記載されていない場合、または振り込み口座を変更する場合は、振り込み先口座を記入し、必要書類を同封してください。



確認書や申請書が届いていない方は、**豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口** ☎4566 - 4192 (よいきゅうふ) まで問い合わせてください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

- 1 豊島区から、申請書が送付されます。**7月中旬から発送予定**
- 3 指定の口座に振り込まれます。

- 2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送**または**直接提出**してください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 受取口座を確認できる書類のコピー

■令和5年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』のコピー(令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方全員分)

確認書や申請書が届いても、支給要件に該当しない場合があります。あらかじめご了承ください。

**原則、口座振込による支給です。**  
ただし、金融機関で口座が作れないなどの理由により、どうしても口座による受け取りができない場合は現金で受け取ることもできます。**(予約制)**



## 2 家計急変世帯

【対象となる世帯】  
以下のいずれにもあてはまる世帯

● 予期せぬ理由により収入が減少したこと。

かつ

● 世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下であること。

### 非課税水準

扶養人数	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
5人	355.7万円	241.0万円

7月24日から受付開始予定

## 家計急変

Q (家計急変) 予期せぬ理由とは、どのような理由のことですか

A 病気やケガなどにより収入が減少した場合などです。季節性がある事業活動をしている方で、通常収入を得られる時期以外での申請は支給要件を満たしません。また、定年退職による収入の減少も支給要件を満たしません。

Q 年収見込額が非課税水準以下かどのように確認したらいいですか

A 令和5年1～9月の間の任意の1か月の収入×12か月が非課税相当限度額を上回っていないければ、家計急変世帯として給付の対象になります。(例) 右記ケース1～3

ご不明な点は問い合わせてください  
コールセンター ☎4566 - 4192

### ケース1

支給対象 一人世帯で、ある月の収入が8万3千円に減り、年間収入見込額が100万円を下回る場合



年間収入見込額  
83,000円×12か月  
=996,000

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (99.6\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$

### ケース2

支給対象 二人世帯(配偶者を扶養)で、ある月の収入が13万円に減り、年間収入見込額が156万円を下回る場合



月収入13万円  
年間収入見込額  
130,000円×12か月  
=1,560,000

世帯収入の合算ではなく、1人1人の収入がそれぞれ非課税水準以下か判定します

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \right)$$

### ケース3

支給対象外 一人世帯で、ある月の収入が9万円に減ったが、年間収入見込額が100万円を超える場合



年間収入見込額  
90,000円×12か月  
=1,080,000

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (108\text{万円}) \end{array} > \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$

## Q & A

Q 申請はいつまでできますか

A 令和5年10月31日(必着)までに申請してください。

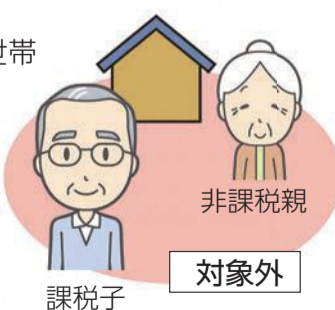
Q 世帯分離をした場合はどうなりますか

A 基準日(令和5年6月1日)時点(家計急変の場合は申請日時点)の世帯で判定します。基準日の翌日以後に世帯分離をしても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

Q 支給の対象だと思いますが、確認書が届きません

A 同居している家族(同一世帯)の中に、住民税が課税される収入がある方がいる場合等は支給対象外です。対象かどうか不明な場合は問い合わせてください。

同一世帯



親は非課税で子が課税されている

Q 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は異なります。  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関すること... ☎4566 - 2482  
電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金に関すること... ☎4566 - 4192

Q 令和5年6月1日時点では非課税世帯ではなかったのですが、6月2日以降に申告内容を修正したため世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税となりました。給付は受けられますか

A 修正申告などにより世帯全員分の令和5年度分の住民税均等割が非課税となった場合は支給の対象となります。確認書は送付されませんので、申請期限である令和5年10月31日までに本人からの申請が必要です。詳細は問い合わせてください。

Q 非課税世帯で令和5年6月2日以降に豊島区に転入したのですが、基準日が豊島区と異なっていたため、転入前の自治体からは給付を受けることができませんでした。豊島区から給付を受けられますか

A 基準日や支援メニューの違いにより、転入前(または転入後)の自治体から給付を受けることができなかった方は、豊島区から給付できる可能性があります。詳細は問い合わせてください。